

議案第24号

大阪市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第2号中「第6条の2第5項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2第6項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立児童発達支援センター条例 (抄)

(事 業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第6条の2 第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）
第6条の2の2
- (2) 法第6条の2 第5項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」とい
第6条の2の2
う。）
- (3) 法第6条の2 第6項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）
第6条の2の2
- (4)-(5) 省 略